

■報告第5号 専決処分の報告について（平成24年度 四万十町本庁 東庁舎新築工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）

【要旨】

平成24年9月21日に請負契約締結議案の議決を受け、平成25年12月11日に請負契約の一部を変更する契約締結議案の議決を受けた「平成24年度 四万十町本庁 東庁舎新築工事」に係る工事請負契約について、下記のとおり、工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第180条第1項及び四万十町長専決処分事項第3項の規定に基づき、去る2月18日に専決処分しましたので、同法第180条第2項の規定により報告するものです。

【工事請負契約の変更契約締結内容】

工 事 名	平成24年度 四万十町本庁 東庁舎新築工事
工 事 場 所	四万十町 榑山町 地内
契 約 金 額	701,989,050円（内消費税33,428,050円）
変更契約金額	704,622,450円（内消費税33,553,450円）
増 減 額	2,633,400円（内消費税 125,400円）
契約の相手方	和・生田・松井特定建設工事共同企業体 代表者住所 高知市北本町4丁目3番25号 代表者氏名 和建設株式会社 代表取締役 中澤 陽一

【変更内訳】

変更内容	変更理由	変更金額(千円)
建具工事	・議員控室と議会事務局の間と別棟のゴミ庫に扉を追加。	830
木工事等	・本工事で使用する木材は全て町から支給する予定であったが、一部仕上げ材が不足したため不足分を購入。	1,803